

第 623 回

東京都青少年健全育成審議会

※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

平成 24 年 5 月 14 日（月）

午後 3 時 30 分開会

○青少年対策担当部長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

まず最初に、委員の交代がございましたので、ご紹介を申し上げます。第4号「関係行政機関の職員」の工藤聡委員の後任といたしまして、東京法務局人権擁護部長の柴崎周市委員でございます。

○柴崎委員 柴崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

当法務局の人権擁護ということで、子どもの人権、幼児の虐待、小・中学校でのいじめ問題に取り組んでおります。このところちょっと感じたことですが、人権擁護については、高校生への手のさしのべ方が少ないのかな、という感じがしています。どうぞよろしくお願いいたします。

○青少年対策担当部長 それでは会長、議事よろしくお願いいたします。

○会長 ただいまから、第623回、健全育成審議会を開催いたします。

初めに、本日の諮問事項につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○青少年課長 はい。今回の諮問事項でございますが、不健全図書類の指定ということで、「ACTION COMICS 淫戯の果て①」ほか、合計3誌の指定について、でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、議事(1)の「不健全図書類の指定」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは1ページをご覧ください。諮問第1002号でございます。2ページの「諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧」をご覧ください。こちらに記載されました図書類は、平成24年4月2日から5月1日までの間に、都内のコンビニまたは書店から購入しました134誌のうちから、条例施行規則第15条の指定基準に照らしまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

今回、諮問する図書類は、3誌でございます。

1番としまして、「ACTION COMICS 淫戯の果て①」、平成24年4月12日、株式会社双葉社発行でございます。

2番は、「制服×征服×性服＝世界大戦」、平成24年4月10日、株式会社日本文芸社発行でございます。

3番は、「DAITO COMICS TL シリーズ S の鍵 M の鍵穴Ⅲ ウエディング狂想曲」、平成

24年5月7日、株式会社秋水社発行でございます。なお「狂想曲」と書いて、実際の本には、「かぶりっちお」とルビをふってございます。

これらの発行所の過去1年間の指定回数ですが、1番の双葉社は、3回、2番の日本文芸社と3番の秋水社は、2回でございます。

該当箇所につきましては、いずれも「全編大部分」。

該当指定基準は、いずれも施行規則第15条第1項第1号イ・ロでございます。

購入場所は、いずれも書店でございます。

諮問図書類につきましては、条例第18条の2第2項に基づきまして、本審議会の諮問に先立ちまして、先週9日に図書類出版業界、取次業界及び販売業界等からの意見を聴取しまして、その結果を3ページから5ページにとりまとめてございます。

まず、3ページをご覧ください。1番の「ACTION COMICS 淫戯の果て①」ですが、聞き取り内容のとおり、「指定やむなし」の意見が8名、その主な意見は、「性器部分は修整されているものの、器具を使ったシーンが詳細あるいは露骨」などでございます。「保留」については3名、「指定非該当」とする方は3名でございます。その主な意見としましては、「コミカルで卑わい感は無。器具を使用してのセックス描写も多いけれども、ギリギリ許容範囲」などございます。なお、自社出版物のため、意見表明無しの方が1名ございました。

続きまして4ページをご覧ください。2番「制服×征服×性服＝世界大戦」につきましては、「指定やむなし」の意見が7名、その主な意見は、「SFだが、幼女っぽい子への器具を使った性交、体液の多さが気になる。カラーで印象度も高い」などございます。「保留」は5名、「指定非該当」とする方は3名でございます。その主な意見としましては、「設定や修整の仕方等気になる部分はあるが、パロディ漫画で、性的刺激の対象とするものではない」などございます。

続いて5ページをご覧ください。3番「DAITO COMICS TL シリーズ S の鍵 M の鍵穴 III ウエディング狂想曲」でございますが、「指定やむなし」の意見が5名、その主な意見は、「器具の使用が多く、性器の描き方にも一部リアルなところがある」などございます。「保留」は1名、「指定非該当」は9名でございます。その主な意見としましては、「設定は過激な部分はあるけれども、ふんわりとした絵柄でリアル感がなく、露出も控えめで許容範囲」などございます。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご質問がございましたら、どうぞお受けいたします。

(「なし」の声あり)

○会長 よろしいでしょうか。ではご質問がございませんので、図書の審査に入ります。

(図書審査)

○会長 それでは、ご覧いただけただようので、それぞれ各委員からご意見をいただきたい
と思います。

○■■■委員 3誌とも指定でお願いします。

○■■■委員 3誌とも指定でいいと思います。

○■■■委員 3誌とも指定でお願いいたします。

○■■■委員 3番目の漫画は、非該当という意見もあって、いろいろ迷ったんですが、特にス
トーリー性があるわけでもなし、結論としては、3誌指定でいいと思います。

○稲葉委員 3誌指定でお願いいたします。

○中村委員 3誌指定でお願いいたします。

○■■■委員 3誌とも指定でお願いいたします。

○■■■委員 3誌とも指定でいいと思います。

○■■■委員 3誌指定でいいと思います。

○■■■委員 3指定でいいと思います。

○■■■委員 僕は1番と3番は指定でいいと思います。2番は保留にさせてください。

○柴崎委員 3誌とも指定でお願いいたします。

○会長 1誌目と3誌目については、委員の全員の方が指定というご意見でございますが、2
誌目につきましては、■■■委員から保留というご意見ございました。いかがでしょうか。大
方の皆様が3誌指定ということでございますので、そのように答申してよろしゅうござい
ましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 それでは、3誌指定ということで、答申をさせていただきます。

次に議事を進めさせていただきます。(2)の「条例に基づく事務の施行経過」について、
事務局からご説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、資料の11ページをご覧ください。前回の健全育成審議会以降の4
月9日から5月13日までに実施した事務局の動きを簡単にまとめたものでございます。前

回のご意見を踏まえまして、指定図書類を決定しまして、4月13日に告示いたしました。その他、出前講演会等々を実施しております。

12ページでございます。こちらは、今年度平成24年度の不健全図書類の指定実績を載せてございます。

さらに13ページでございます。こちらにも平成24年度優良映画等の推奨実績を載せてございます。

続いて14ページをご覧ください。こちらは、都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の環境浄化活動の4月分の状況でございます。

平成24年4月までに委嘱しております協力員は、217名。4月の活動者数は26名、調査店舗数は145店舗でございます。

この表は、各店舗におきまして、指定図書類、表示図書類、シール留め雑誌を始めとした大人向けと思われる図書類につきまして、包装や区分陳列等の実施状況の調査結果でございます。なお、包装及び区分陳列が徹底していない店舗につきましては、職員による立入調査を順次行っております。

次の15ページでございますが、都の職員による書店の立入調査及びカラオケボックス等の実態調査の結果でございます。

1番目の表でございますが、書店等立入調査では、指定図書類の取り扱い不適切が新刊書店で6店舗、古書店で1店舗ございます。また、表示図書類の取り扱い不適切が新刊書店で6店舗、コンビニで1店舗、その他、酒屋ですが1店舗ございました。その場での是正措置を含めまして、条例を遵守するよう指導いたしました。

2番目の表ですが、映像ソフト・ゲームソフト専門店等の立入調査でございます。表示ソフトの取り扱い不適切が、映像ソフト店及びゲームソフト店の専門店で各1店舗ございました。こちらにも、その場での是正措置を含めまして、条例遵守について指導いたしました。

3番目の表でございますが、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査でございます。青少年の制限掲示無しが、カラオケボックスで1店舗、年齢確認の実施無しが、カラオケボックスで1店舗、まんが喫茶・ネットカフェで2店舗ございました。なお、まんが喫茶・ネットカフェでフィルタリングを導入していない店舗が1店舗ございました。

4番目の表ですが、古書店、映像ソフト店のうち、古物を取り扱っている店舗ではいずれも年齢確認、保護者同意確認がなされておりました。

16 ページをご覧ください。こちらは雑誌・ビデオ類等の自動販売機に義務付けられております届出等の施行状況でございます。

①でございますが、4 月末現在の区市町村別届出台数一覧でございます。設置箇所数は、62 ヶ所、設置台数は、214 台でございます。

②でございますが、4 月中に届出のあった内訳でございます。廃止届が 38 台分ございました。

③でございますが、4 月中の自動販売機等の立入調査の結果でございます。調査を行いました 17 台のうち、条例第 13 条の 3 により義務化されている廃止無届が 4 台ございました。それから届出表示無しが 7 台ございました。こちらについては、設置者に対して、直ちに是正の指導を行いました。

次に条例第 13 条の 5 により義務化されている買えない措置・見えない措置の必要な 8 台につきましては、いずれも条例及び施行規則どおり実施されておりました。今後も引き続き、立入調査を実施してまいります。

続いて 17 ページでございます。こちらは平成 23 年度の東京都青少年健全育成協力員の環境浄化活動状況の累計の表でございます。

続きまして 18 ページは、平成 23 年度の立入調査結果の累計でございます。

19 ページは、平成 23 年度の自動販売機の届出等の累計を載せてございます。

条例に基づく事務施行については、以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまご説明いただきましたけれども、何かご質問等ございましたら、どうぞ、お伺いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○会長 ご質問等ございませんので、進めさせていただきます。

(3) の「その他の報告等」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは資料の 20 ページをご覧ください。4 月処理分の都民の申出でございます。

まず 1 番。メールによる申出が 1 件ございました。内容は「性的な描写のあるテレビアニメについて」で、兄と妹の近親相姦シーンを含む 5 作品につきまして、都民から指摘がありました。1 作品は DVD になっているものを購入して確認を行いました。他の 4 作品につい

てはインターネットの動画で確認いたしました。このうち「ヨスガノソラ」というアニメが兄と妹の近親相姦を描いております。ただ、社会的に是認されているかのように描いたり、あるいは必要以上に反復して詳細に描いているというものではありませんので、新基準等には該当しておりませんでした。その他のアニメ 4 作品につきましては、いわゆる旧基準の対象となりますが、いずれも該当するものではありませんでした。

続いて、電話による申出は 2 件ございました。まず一つ目ですが、「アイドルグループのプロモーションビデオについて」ということですが、メンバーの中学生が、踊りながらスカートをめくって下着を見せており、子どもが真似をすると影響が大きいので、出回らないように販売規制ができないかというような都民の申出でございました。こちらにつきましては、プロモーションビデオの制作者のホームページを確認した結果、振り付けの一部を自粛するという発表がすでになされておりました。各方面からの批判があったようで、おそらく制作者サイドのほうで自主的に振り付けを変更したものと推察しております。

最後ですが、「表示図書類を販売する書店について」でございます。都内の 2 つの書店において、内容のひどい 18 禁の同人誌が区分陳列されずに販売されているとの都民の申出でございます。こちらにつきましては、早速この 2 店舗に立入調査を行いまして、指定図書類を含めて区分陳列が適切になされていないことを確認しましたので、その場で区分陳列を徹底させたところでございます。

都民の申出は以上でございます。

続いて前回、第 622 回の議事録を 4 月中旬に委員の皆様へ送付いたしまして、内容の確認をしていただきましたものを本日配付してございます。議事録の中で行政機関の委員の方を除きましては、お名前等の伏字を行ってございます。こちらの議事録につきましては、4 月 25 日から、すでにホームページ及び都民情報ルームにおきまして公開をしております。

次回諮問予定の推奨映画等はございません。事務局からは、以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、ご質問がございましたら、どうぞ。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○会長 それでは、本日の議事はこれで終了といたします。

次回は 6 月 11 日の月曜日になりますので、どうぞよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

午後 4 時 00 分閉会